

## 枚方市と自治労枚方市職員関係労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和4年(2022年)11月7日(月) 午後6時30分～午後7時30分
2. 場 所 市役所本館 塔屋会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約20名  
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、教育政策課長、上下水道総務室総務課長、市立ひらかた病院総務課長、書記(人事課・職員課 課長代理)
4. 課 題 「2022 賃金確定・秋期年末総合生活改善に関わる要求書」に基づく交渉(1回目)

### <交渉内容要旨>

#### I. 人事院勧告について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の給与改定については、これまで同様、本年も人事院勧告に準拠する内容で実施するとの姿勢に変わりはないか。</li> <li>・ 会計年度任用職員については、期末手当が2年連続引下げとなっており、勤勉手当の支給はないものの、他の自治体では、今回の人事院勧告による勤勉手当の引上げ分を期末手当で措置する動きもあるが、そのような対応はできないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでから人事院勧告の内容に準じた取り扱いを基本としているが、厳しい財政状況や他の自治体の動向等も踏まえた総合的判断が必要と考えている。</li> <li>・ 一部の自治体における、期末手当の引上げに係る検討の動きは承知しているが、双方の手当の趣旨を鑑みると、整理が必要である。</li> </ul>

#### II. 課長代理試験について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成31年度の行政職給料表の見直しにおける経過措置(旧号給)を実施したことにより、試験受験可能年齢の面で不利益を被っている職員が存在する可能性がある。課長代理試験の受験資格について、給料表の号給要件の引下げなど、見直す予定はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課長代理試験の要件等については、これまでから、給料表の号給数や年齢要件の緩和といった見直しを行っており、現在、さらなる見直しは考えていない。</li> </ul>

#### III. 初任給格付について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初任給格付時における前歴換算について、職員の職務と同種の職務に従事した期間を8割換算ではなく、多くの自治体と同様に10割換算とすべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前歴換算措置については、在職者との公平性の観点から、見直しは困難である。</li> </ul>

#### IV. 給与水準の引上げについて

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨今の物価高騰により、組合員の生活はますます苦しくなっている状況を鑑みると、全体的な給与水準の引上げが必要と考えるが、見解を聞く。</li> <li>・ 「メリハリのある給与制度」の導入時に給料表の高位号給をカットした経過があるが、その当時と比較して物価高騰など経済情勢が大幅に変化している。職員の昇給機会を確保するため、現在の行政職給料表3級、4級の最高号給額を、国家公務員の給料表と同額に引き上げるべきと考えるが、見解を聞く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公務員法が掲げる情勢適応の原則や均衡の原則の観点から、全体的な給与水準の引上げを実施することは困難である。</li> <li>・ 給料表の見直しについては、管理職員への昇任意欲及び組織全体のモチベーションを確保するため、メリハリのある給与制度の構築に向けて実施したものであり、見直しは困難である。</li> </ul>

#### V. 子育て部分休暇について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児部分休業制度の拡大について、令和4年4月から、対象を小学校3年生までの子に拡充する子育て部分休暇が導入されたが、放課後児童クラブ（留守家庭児童会室）を利用する職員の子の迎えへの対応だけに限らず、状況に合わせて柔軟に、必要とする職員が利用しやすい制度に見直すべきではないかと考えるが、見解を聞く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留守家庭児童会室などに預けている常勤職員を対象に、仕事と家庭の両立支援を行うことが導入趣旨であって、利用する職員の子の迎えへの対応に限定しているため、これ以外の用途も可能とするといった対応は考えていない。</li> </ul>

#### VI. 非正規職員の処遇について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度から総合型放課後事業が実施されるが、留守家庭児童会室においては、本事業の実施に伴い、教育委員会内で検討会が開催されていた。そこで出された意見をぜひ尊重して処遇改善に繋げてほしいと考えるが、その結果は、いつ頃どのような形で報告されるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合型放課後事業の本格実施による影響などの議論の内容も踏まえ、関係部局とも連携し、早期に報告できるよう努める。</li> </ul>